

奈良県告示第四百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路保全課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般県道
- 二 路線名 大和青垣吉野川自転車道線
- 三 道路の区域

路線番号	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
280	奈良市西九条町五丁目 （佐保川左岸堤防地内） から 奈良市西九条町五丁目 （佐保川左岸堤防地内） まで	四・〇 ）	五九二・四	
	奈良市西九条町五丁目 （佐保川左岸堤防地内） から 奈良市西九条町五丁目 （佐保川左岸堤防地内） まで	五・一	七一・二	
	大和郡山市下三橋町五 七二番四先から	四・〇 ）	六〇九・五	

大和郡山市下三橋町四  
四六番一先まで

五・〇